

## 令和8年度埼玉県A I いちご品質向上モデル開発業務委託 仕様書

- ・この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・企画提案競技後、埼玉県は委託候補者と協議を行い、協議が調った場合は仕様書を委託候補者の企画提案内容に合わせ修正の上、契約を締結する。

### 1 委託業務名称

令和8年度埼玉県A I いちご品質向上モデル開発業務

### 2 委託業務の目的

本業務は、県育成品種「あまりん」の品質を高位・安定化し、県いちごブランドの長期確立につなげるため、県内生産者から収集した栽培データについて、A I を活用した分析を行って高品質栽培のための汎用化技術を確立するとともに、ほ場に応じた改善提案ができるシステムの開発に取り組むものである。

併せて、高温対策を含む技術体系の整理を進め、生産者及び普及指導員が活用し得る形で成果を取りまとめることにより、栽培技術の底上げにつなげることを目的とする。

### 3 背景及び課題認識

県育成いちご品種は、市場において高い評価を受け、需要も高まっている一方で、生産者による品質のばらつきが見られ、高温による品質及び収量の低下が懸念されている。こうした状況は、県育成いちご品種のブランド価値の持続に対するリスク要因となっている。そのため、ブランド価値の確立と持続に向けて、高品質かつ安定生産を実現する技術の確立が必要である。

一方、既存の試験研究や栽培マニュアルは、県育成品種の生理生態の解明を中心に作成されており、新技術を活用した栽培技術研究まで十分に展開できていないことに加え、現場では高温への対応や、生産者ごとの施設条件等に応じた実践的な技術支援が十分でない状況にある。また、普及指導員に求められる知識及び技術の範囲は拡大しており、高度な指導を効率的に行う仕組みづくりも課題となっている。

### 4 本業務の位置づけ

本業務は、県育成いちご品種「あまりん」の高品質栽培を実現する汎用化技術の構築に向けた3年間（令和8～10年度）の事業構想の1年目として実施するものである。

1～2年目は生産者ハウス等から収集したデータをもとに汎用化技術のモデル（β版）を構築し、3年目に県農業技術研究センターに整備予定のハウス（以下、「新ハウス」という。）において生産者ハウスで収集困難な精緻データや高温条件下での栽培データの収集や、β版の検証を予定している。

正式版は、3年間の事業終了翌年度（令和11年度）に「埼玉県施設園芸データ共有システム※」へ改善助言機能等として実装することを予定している。

#### ※「埼玉県施設園芸データ共有システム」とは

ハウス内の温度や湿度などの環境データや気象データ、出荷データ、市況情報など、様々な農業経営に役立つデータの一元化と、生産者間で情報共有するプラットフォーム。

令和8年度中に運用開始予定。システムの詳細は、県及び開発受託者のホームページにおける紹介ページ（以下①及び②）を参照。

① 県ホームページ

<https://smartagri-navi.pref.saitama.lg.jp/knowledge-sharing/>

② 開発受託者（グリーン株式会社）ホームページ

<https://www.e-kakashi.com/news/20251209>

<システムに収集可能なデータ項目>

データ分類	データ項目
栽培環境データ	温度、相対湿度、CO2濃度、日射強度、風向、風速、飽差、露点温度
出荷・収量データ	出荷数量、収量、等級
栽培管理データ	栽培面積、栽培・出荷計画、生育データ、指導記録、等
気象データ	気象データ

※収集したデータは、システム上のアプリケーション「e-kakashi Analytics」において、グラフや表などの形式で参照可能。

#### 5 委託業務期間

委託契約締結日～令和9年3月31日（水）

#### 6 委託上限額等

18,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

#### 7 委託契約の履行方法

企画提案（プロポーザル）方式の業者選定による随意契約とする。

#### 8 基本的な考え方

本仕様書は企画提案書作成用であり、県が本業務の目的、到達すべき方向性及び提案を求める主な事項を示すものである。

本業務におけるデータ取得方法（生産者ハウスの選定基準、調査データの項目及び範囲）、分析手法、成果の整理方法、次年度以降の展開方法等の具体的な実施方法は、提案者の専門的知見及びノウハウに基づく提案を求める。

県は、これらの実施手法を特定の方式にあらかじめ固定するものではない。ただし、本業務の成果は、令和11年度の「埼玉県施設園芸データ共有システム」への実装を見据え

た整理を前提とし、提案者はそれに適合した提案を行うものとする。

## 9 委託業務内容

### (1) 現状分析及び課題整理

県育成いちご品種「あまりん」の高品質栽培に関し、品質の定義（糖度、酸度、糖酸比、秀品率等）を行うとともに、品質のばらつき、高温による影響、栽培技術格差、普及指導上の課題その他の論点について、文献調査を行った上で整理すること。また、高品質かつ安定生産につながる汎用化技術の構築に当たり、重点的に分析すべき課題を明確化すること。

### (2) 事業全体構想（3年間）及び本年度（1年目）実施計画の整理

3年間を見据えた事業全体の進め方を整理した上で、本年度（1年目）に実施すべき内容、到達目標、工程、実施体制、進捗管理方法及びリスク対応方針を整理すること。なお、次年度（2年目）以降の内容は、参考として整理するものとする。

### (3) データ収集・整理・分析に関する基本設計

汎用化技術の構築に必要な各種データは、生産者ハウス（10ほ場以内）及び既存の県農業技術研究センター内のハウス（2ほ場以内。以下、「試験場」という。）での収集及びヒアリングを想定している。

そのため、調査対象として選定すべき生産者ハウスの要件（栽培技術、ハウス規模等）を定義するとともに、生産者ハウス及び試験場のそれぞれで収集すべきデータ項目（栽培環境、生育状況、収量、果実品質、作業内容等）を提示し、その収集方法（調査を実施する時期、頻度、個体数、生産者へのヒアリング等）、データの分析方法及び品質確保方法を設計すること。

栽培環境データの収集にあたっては、県が調達する施設園芸用の環境測定機器（温度、湿度、CO2濃度、日射強度等を測定）を用いることを前提とする。

また、データの収集及び分析にあたっては、令和11年度の「埼玉県施設園芸データ共有システム」への実装を見据え、データ項目、データ構造、連携方法及び継続運用の観点を整理すること。

### (4) 汎用化技術の構築方法の整理

収集・整理したデータを基に、品質と相関又は因果関係を有する要因を分析し、高温対策を含む高品質栽培を実現する汎用化技術として整理する方法を構築すること。

この際、特定の生産者の経験則にとどまらず、他の生産者や普及指導員が活用し得る技術知見として体系化する観点を含めること。

### (5) 将来的な改善助言機能の実装に向けた基本整理

本業務の成果を、令和11年度に「埼玉県施設園芸データ共有システム」へ実装することを見据え、必要となる機能要件、データ連携要件、助言ロジックの考え方、運用上の留意点その他必要事項を整理すること。

なお、本年度においては詳細なシステム開発を求めるものではなく、後年度の実装判断及び設計に資する基本整理を行うものとする。

(6) 関係者との協議及び進捗管理

県との定例協議を適切に実施し、進捗、課題、対応方針等を共有すること。

また、必要に応じて、農業技術研究センター、農林振興センターその他県が必要と認める関係者への説明資料を作成し、協議に対応すること。

(7) 報告書等の作成

業務の進捗及び成果を取りまとめ、最終報告書その他県が必要と認める資料を作成すること。

最終報告書には、少なくとも、現状分析結果、データ設計、分析設計、汎用化技術整理の考え方、次年度以降（2～3年目）の検証課題及び令和11年度の「埼玉県施設園芸データ共有システム」への実装に向けた論点を含めること。

## 10 企画提案において提案を求める事項

提案者は、前記9の業務を効果的に実施する観点から、少なくとも次の事項について具体的に提案すること。

(1) 本業務の基本方針及び実施コンセプト

(2) 3年間を見据えた全体構想及び本年度（1年目）の到達目標

(3) 生産者ハウス、試験場のそれぞれで取得すべきデータ項目の整理・活用に関する考え方

(4) 必要なデータ項目並びにその取得方法及び品質確保、継続運用の考え方

(5) AI、統計解析その他の手法を活用した分析アプローチ

(6) 分析結果を高品質栽培汎用化技術として体系化する方法

(7) 普及指導員及び生産者が活用しやすい成果整理の考え方

(8) 令和11年度の「埼玉県施設園芸データ共有システム」への実装を見据えた、データ連携、機能構成及び運用の考え方

(9) 実施体制、業務責任者の専門性、類似業務実績

(10) 工程管理、進捗管理及びリスク管理の方法

(11) 令和8年度事業費の見積額及びその内訳

(12) 提案内容を自社で実施した場合に見込まれる令和9～10年度事業費の試算額及びその内訳

## 11 成果物の納品

(1) 成果品

ア 業務実施計画

イ 業務実績報告

ウ 現状分析及び課題整理結果を記載した資料

エ データ取得・整理・分析に関する基本設計資料

オ 汎用化技術構築方法の整理資料

カ 改善助言機能等の実装に向けた基本整理資料

キ 打合せ記録

ク その他県が必要と認める資料

なお、成果品の詳細な構成、提出形式、提出部数及び提出方法については、契約締結後、県と受託者が協議の上定める。

(2) 納品方法

電子データ (Word、Excel、PowerPoint のいずれかにて作成)

(3) 成果物の帰属

本業務により得られた成果品及び権利は、全て委託者に帰属するものとする。受託者は、本業務に係る著作権人格権を行使しないものとする。受託者は、委託者の許可なく成果物を公表、貸与または使用してはならない。

## 12 留意事項

- (1) 本仕様書は企画提案用であり、契約時の仕様は委託候補者との協議により確定する。
- (2) 県は、調査対象ほ場数、取得データ項目、分析手法、成果整理の方法等について、特定の方式をあらかじめ固定するものではなく、提案内容を審査の対象とする。
- (3) ただし、本業務の成果は、令和 11 年度の「埼玉県施設園芸データ共有システム」への実装を見据えて整理するものとし、提案者はその前提に適合した提案を行うこと。
- (4) 本仕様書は令和 8 年度分の業務を定めるものであり、令和 9 年度以降の事業実施、契約締結及び提案のあった試算額の確保を保証するものではない。令和 9 年度以降の事業は、必要な手続を経た上で、毎年度別途判断し、必要に応じて契約するものとする。令和 9 年度以降の事業内容は参考事項であり、将来年度の契約を約束するものではない。
- (5) 契約終了後、令和 9 年度以降に県が他の企業と契約締結した場合、円滑に業務を引き継げるよう、成果物を汎用性の高い形式で納品するとともに、県に対して必要な情報提供及び支援を誠実に行うものとする。
- (6) 受託者は、生産者情報その他の機微情報の管理に十分留意し、県の指示に従い適切な情報管理を行うこと。
- (7) 本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、県と受託者が協議の上決定する。

## 13 契約に関する条件

(1) 業務状況の報告

委託者は、業務期間中いつでもその業務状況の報告を求めることができるものとし、受託者は、その求めに応じなければならない。

(2) 再委託等の制限

受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議の上、業務の一部を委託することができる。

(3) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料またはその利用に関する著作権、所有

権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとする。

また、受託者は、受託者が従前より有する本業務の実施のために必要な著作権、あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用に当たり、支障のないよう書面により確認しなければならない。特に書面にて報告がない場合は、受託者は問題がないことを認識し、以後何らかの問題が発生した場合は受託者の責任により対処するものとする。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(5) 委託者への協力等

受託者は、本仕様書にない事項であっても、本委託目的を達成するために必要な業務等があれば、県に対して積極的に提言することとする。また、受託者は、必要があれば、県の依頼に応じて委託業務に関する会議や打合せ等に参加するものとする。

(6) その他

本仕様書に記載のない事項または業務上疑義のある事業が生じた場合、及び他の機関等に協力を求める業務を実施する場合は、その都度県と協議し、その指示に従うものとする。